

佐井村保育所指定管理者募集要項

1 趣旨

佐井村保育所の設置目的を効果的、効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び佐井村保育所設置条例（平成27年条例第13号）に基づき、次のとおり佐井村保育所を管理運営する指定管理者を募集します。

2 施設の概要等

- (1) 施設の名称 佐井村保育所
- (2) 所 在 地 佐井村大字佐井字古佐井川目4番地
- (3) 施設の概要
 - ① 敷地面積 3,662.89m²
 - ② 建築構造 鉄骨造
 - ③ 延床面積 1,030.28m²
 - ④ 主要施設 保育室（4室）、遊戯室、ほふく室、乳児室、事務室、医務室、調理室、屋外遊技場
 - ⑤ 認可定員 0歳児～5歳児 計 30人
利用定員 30人
- ※ 毎年度、入所者数の実績や出生数に応じて村と指定管理者の競技のうえ、利用定員を変更できることとする。

3 指定管理者が行う主な業務

- (1) 佐井村保育所の保育事業の運営に関する業務
- (2) 佐井村保育所の施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (3) 佐井村保育所の施設の環境整備に関する業務
- (4) 佐井村（以下「村」という。）が指定する特別保育事業に関する業務
- (5) その他上記に掲げる業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）とします。

5 申請資格

- 指定管理者の申請資格は、むつ・下北管内で事務所等の活動拠点を有する法人又はその他の団体（以下「団体」という。）であって、次の事項に該当しないものとします。
- (1) 当該団体の役員（法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約を締結する能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により村における一般競争入札等の参加を制限されている団体
 - (3) 当該団体の責めに帰すべき事由により村又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から4年を経過しない団体
 - (4) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
 - (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者がある法人
 - (6) 国税及び地方税を滞納しているもの
 - (7) 団体又は役員及びその使用人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にあるもの及びそれらの利益となる活動を行っているもの

6 申請方法

(1) 申請書等

- ① 指定申請書【別紙 様式第1号（第4条関係）】
- ② 申請資格に係る申立書【別紙 様式第2号（第4条関係）】
- ③ 事業計画書【様式1～3】
- ⑤ 収支計画書【様式4】
- ⑤ 当該団体の前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（類似施設以外の事業が含まれている場合には、類似施設の収支がわかる書類についても添付すること。）
- ⑥ 当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書、又はこれらに相当する書類
- ⑦ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- ⑧ 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書
- ⑨ 法人以外の団体の場合は、団体の代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿
- ⑩ 国税及び地方税について未納がないことの証明書

(2) 申請書類配布期間及び配布場所

- ① 配布期間 令和6年11月15日から同年11月29日まで
- ② 配布場所 佐井村役場 福祉健康課（佐井村大字佐井字糠森20番地）
※公募要項等は、村のホームページからもダウンロードできます。

(3) 提出部数

正本1部及び副本8部とする。なお、副本については、添付書類も含め複写したもので可とするが、大きさは原則としてA4判とすること。

(4) 申請関係書類の受付

- ① 受付期間 令和6年11月15日から同年12月16日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の8時15分から17時00分まで
- ② 受付方法 佐井村役場福祉健康課まで持参してください。

(5) 募集内容に関する質問

- ① 受付期間 令和6年11月15日から同年11月29日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の8時15分から17時00分までとします。
- ② 質問の方法 電子メールで必要事項を記載して送付してください。【様式第5号】
※混乱や伝達の不備を回避するため、電話、口頭、FAX等による質問には回答しません。
- ③ 回答の方法 応募したすべての団体に隨時電子メールにより回答します。なお、質問内容が不明瞭なものは、回答しない場合があります。

7 指定管理者の管理運営の基準

※ 別紙「佐井村保育所指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によります。

8 経費に関する事項

※ 別紙「仕様書」によります。

9 指定管理者の指定

(1) 候補者の選定方法

指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）は、指定管理者選定委員会において事業計画書等の審査を行い選定します。（審査の結果、候補者として適した者がないと認める場合は、候補者を選定しないことがあります。）

(2) 審査の方式

資格審査に適合した団体に対しては、別途通知した上で類似施設の視察、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

※ プレゼンテーション等は、令和7年1月24日を予定しています。

(3) 選定基準

指定管理者の候補者選定は、次に掲げる選定基準（佐井村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年条例第25号）第4条の規定に基づき、総合的な審査を実施して決定します。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に發揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ 施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。
 - ア 防災、防犯等の危機管理体制及び情報管理体制が整備されるものであること。
 - イ 適正な健康管理と衛生管理が図られるものであること。

(4) 資格審査

申請資格について審査します。応募団体が「申請資格」の事項を満たさない場合は、審査の対象から外すとともに、その結果を郵送で通知します。

(5) 書類審査

申請資格に適合していると判断した団体を対象として、提出され申請書等の審査を行い、申請書等が次のいずれかの要件に該当する場合は、審査の対象から外すとともに、その結果を郵送で通知します。

- ① 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
- ② 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

(6) 評価項目と配点

評価項目と配点については別紙1のとおりとします。

(7) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募団体（以下「応募者」という。）に対して文書で速やかに通知するとともに、選定の経過及び結果を村広報紙及びホームページへの掲載等により公表します。

なお、公表までの間、選定結果等についての問い合わせには応じません。

(8) 指定管理者の指定

候補者として選定された応募者を指定管理者として指定する議案を地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、村議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。村議会への提案は、令和7年3月定例会を予定しています。指定に当たっては、指定団体に文書で通知します。

なお、指定管理者の指定について村議会で議決を得られなかった場合又は指定議決を受けた後、当該指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の管理ができなくなった場合や指定を取り消された場合は、管理運営等の準備に支出した費用等について、村は補償しません。

10 協定の締結

指定議決を受けた後、佐井村と指定管理者の間で指定期間中の基本的事項を定めた基本協定及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた年度別協定を締結します。

(1) 基本協定の内容

- ① 管理に係る業務の内容に関する事項
- ② 村が支払うべき管理費用に関する事項
- ③ 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ④ 指定期間にに関する事項
- ⑤ 再委託の禁止等に関する事項
- ⑥ 関係法令等の遵守に関する事項
- ⑦ 事故発生時の報告等に関する事項

- ⑧ 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設管理に伴い取得した物品等に関する事項
 - ⑨ 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
 - ⑩ 佐井村行政手続条例（平成8年条例第18号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手続きに関する事項
 - ⑪ その他村長が必要と認める事項
 - ア 入退所の決定に関する事項
 - イ 保育料に関する事項
 - ウ 責任分担に関する事項
 - エ 保険の取扱いに関する事項
 - オ 緊急時の対応に関する事項
 - カ 災害時の対応に関する事項
 - キ 苦情及び要望等への対応に関する事項
 - ク 業務報告及び聴取並びに実地調査に関する事項
 - ケ 指定の取消し及び管理業務停止に関する事項
- (2) 年度別協定の内容
- ① 当該年度に村が支払うべき指定管理費用に関する事項
 - ② その他

11 申請に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、申請書類等の提出をもって、この募集要項、仕様書等の記載内容に承諾したものとみなします。なお、村が必要と認める場合は、追加書類の提出又は補正を求めることがあります。
- (2) 申請については、1団体につき1申請とします。
- (3) 事業計画書等の内容が、村の新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は原則申請者の負担とします。また、条例改正を伴う提案内容は、原則として採用することはできません。
- (4) 申請書類等は、理由の如何を問わず、返却しません。
- (5) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (6) 申請書類等を提出した後は、書類等の記載内容を変更又は追加することはできません。
- (7) 申請資格の確認等のため、団体の主要構成員（理事・監事等）に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。
- (8) 指定管理者指定申請書の提出後に辞退をする場合には、辞退届（任意の様式）を提出してください。
- (9) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当することとなったときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
 - ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき
 - ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

12 配布書類等

- (1) 佐井村保育所指定管理者募集要項（本書）
- (2) 佐井村保育所指定管理運営業務仕様書
- (3) 指定管理者指定申請書及び関係書類の様式【様式1号～様式5号】
- (4) 参考書類
 - ① 佐井村保育所条例
 - ② 佐井村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同規則
 - ③ 佐井村保育所平面図及び位置図
 - ④ 佐井村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

13 保護者との三者協議会（三者協議会は保護者・村・指定管理者の三者により、指定期間中、必要に応じて開催するものとします。）

協定を締結した後、村が主催する次の会議等に参加してください。ただし、参加に係る費用は指定管理者において負担してください。

- ① 指定管理者の決定後、村が主催する保護者説明会
- ② 入所決定後の保護者説明会

14 指定期間満了時の引継ぎ

指定管理者は、次期指定管理者又は引継ぎを受ける者が円滑かつ支障なく保育所の管理運営を遂行できるよう、引継を行わなければなりません。

15 指定管理導入スケジュール

公募及び選定スケジュールは次のとおりです。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ① 公募の周知 | 令和6年11月15日 |
| ② 公募要項の配布 | 令和6年11月15日から同年11月29日まで |
| ③ 質問の受付 | 令和6年11月15日から同年11月29日まで |
| ④ 質問への回答 | 令和6年12月6日まで |
| ⑤ 申請書類の受付 | 令和6年11月15日から同年12月16日まで |
| ⑥ 資格審査 | 令和6年12月下旬 |
| ⑦ プレゼンテーション・ヒアリング | 令和7年1月24日予定 |
| ⑧ 指定管理者候補の選定結果公表 | 令和7年1月29日予定 |
| ⑨ 指定管理者の指定・債務負担行為議決 | 令和7年3月予定 |
| ⑩ 協定の締結 | 令和7年3月予定 |
| ⑪ 予算議決 | 令和7年3月予定 |
| ⑫ 指定管理者による業務の開始 | 令和7年4月1日 |

16 問い合わせ先

- (1) 担当部署 佐井村 福祉健康課
- (2) 住 所 〒039-4711 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地
- (3) 電 話 0175-38-2111
- (4) F A X 0175-38-2492
- (5) 電子メール hironori-h@vill.sai.lg.jp

■評価項目

1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向が図られるものであるか（指定手続条例第 4 条第 1 項）

- ・平等利用の方策が検討されているか
- ・サービス向上のための取組、クレーム対応の内容は適切か
- ・公共の仕事という倫理性を認識しているか

2 事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に發揮させるものであるか（指定手続条例第 4 条第 2 項）

- ・施設の設置目的にふさわしい事業計画となっているか
- ・保育業務が適切な内容となっているか
- ・保育業務について漏れなく的確に把握しているか
- ・地域住民に配慮された提案がなされているか

3 事業計画の内容が適切な維持管理、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか（指定手続条例第 4 条第 3 項）

- ・収支計画の内容は適正か（過大な収入、過小な支出など）
- ・事業計画実行のために必要な経費が全て計上されているか
- ・業務の一部を再委託する場合の範囲及び委託先は適切か
- ・維持管理についての具体的な提案はあるか
- ・リスク対応について十分検討されているか

4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続条例第 4 条第 4 項）

- ・緊急時、災害時の対応策が十分検討されていて実現可能か
- ・防犯、安全対策は十分に検討されているか
- ・個人情報の保護対策について検討しているか
- ・管理・運営に十分な人員配置となっているか
- ・業務指導に関する方針や計画は示されているか

5 その他村長が別に定める事項（指定手続条例第 4 条第 5 項）

- ・適正な健康管理と衛生管理が図られているか
- ・地元雇用を計画しているか

別紙2

佐井村保育所の概要と主な保育内容

施設名	佐井村保育所			定員	30人			
所在地	〒039-4711 佐井村大字佐井字古佐井川目4番地			電話	(0175) 38-2919			
敷地面積	3,662.89 m ²			延床面積	1,030.28 m ²			
建物構造	鉄骨造			建築年月	平成22年3月			
施設の概要	・保育室①42.30 m ² ・保育室②31.50 m ² ・保育室③31.50 m ² ・保育室④31.50 m ² ・遊戯室 136.50 m ² ・ほふく・乳児室 46.32 m ² ・事務室 43.74 m ² ・医務室 12.54 m ² ・調理室 35.10 m ² ・屋外遊戯場 989.0 m ²							
受入児童年齢	生後6ヶ月から就学前まで			在籍児童数	(令和6年10月1日現在) 34人			
年齢別児童数	0歳 4人	1歳 9人	2歳 3人	3歳 4人	4歳 6人	5歳 8人		
					合計 34人			
職員の状況	・正職員：保育所長1人、主任保育士1人、保育士2人・準職員：保育士4人 ・臨時職員：臨時保育士3人、調理人1人、調理員補助2人 ・運転手1人、							
合計	15人							
開所時間	・月～土 7:30～ : (通常保育 8:15～17:00)							
休所日	1 日曜日 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 3 12月29日及び1月2日、3日まで							
保育目標	仲よく、明るく、丈夫な子							
年間行事(予定)	4月 入所式 5月 6月 運動会、保育懇談会 7月 夕涼会 8月 9月 お祭パレード ※月例行事(誕生会、身体測定、避難訓練)							
年間行事(予定)	10月 保育懇談会 11月 発表会 12月 クリスマス会、もちつき会 1月 こま回し大会、冬の親子の集い 2月 豆まき、修了式記念撮影 3月 ひなまつり、修了式、お別れ会							
特別保育	世代間交流事業							
給食	・全て当日調理、当日喫食とする。 ・3歳未満児は午前、午後、副食を提供する。3歳以上児は午後提供する。 ・アレルギー食は個々の状況に応じできる限り対応する。 ・夏場は水分の補給を適宜実施する。							

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害保険等は、日本スポーツ振興センター及びあいおい損保に公費で加入。 ・行事によっては別途加入 ・父母の会の組織あり。
-----	--

■保育所送迎バス概要

車名	ニッサン	乗車定員	5+18／1.5人
自動車の種別	普通	車両重量	2,310kg
用途	乗用	車両総重量	3,245 kg
自家用・事業用の別	自家用	長さ	499 kg
車体の形状	キャブオーバ	幅	169cm
車体番号	CWMGE25-115731	高さ	228cm
型式	ADF-CWMG25	走行距離(R6.11.12)	5,299km
原動機の型式	ZD30		